明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通三四）　一
〔告示〕
○青森空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通三七七）　四九
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第十二条第四項の知識及び能力に関する要件を定める件（同三七八）　五〇
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の講習に相当する講習を定める件（同三七九）
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令による改正後の賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第二号の講習に相当する講習を定める件（同三八〇）
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五一
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・職務上の氏名の使用・記章紛失・懲戒処分関係　七一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三五
会社その他
会社決算公告　一四〇

省令

○国土交通省令第三十四号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百四十三号）の施行に伴い、並びに同法及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令（令和二年政令第三百十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉